

原種苗等の生産に関する意見聴取会設置要領

(目的)

第1条 「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する要綱」第15条第2項の規定に基づき、原種苗等生産者の指定又は指定の変更若しくは解除に当たって関係者から意見を聴取することを目的として、「原種苗等の生産に関する意見聴取会（以下、「意見聴取会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見聴取会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原種苗等生産者の指定又は指定の変更若しくは解除に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 意見聴取会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、栃木県農政部生産振興課長をもってあてるものとする。
- 3 意見聴取会の委員は、別表に掲げる構成団体から推薦された職員等をもってあてるものとする。

(意見聴取会)

第4条 意見聴取会は、座長が招集し、これを主宰する。

- 2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して意見聴取会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 意見聴取会に関する事務局は、栃木県農政部生産振興課が行う。

- 2 栃木県農政部経営技術課及び栃木県農業試験場は、事務局の補助を行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

構成団体	該当農作物
全国農業協同組合連合会栃木県本部	いちご、なし、うど、りんどう、にら、稲、大麦、小麦、大豆
一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	いちご、なし、うど、あじさい、りんどう、にら
公益社団法人栃木県米麦改良協会	稲、大麦、小麦、大豆
関係農業協同組合※	稲、大麦、小麦、大豆
〃 採種組合等	稲、大麦、小麦、大豆
各地方無病苗増殖協議会	いちご
国立大学法人宇都宮大学	いちごその他の園芸作物並びに稲、大麦、小麦、大豆

※当該原種苗等を用いた種苗の生産に関わるのところ